


# 供託金の電子納付に関する御案内

## 電子納付とは？

「Pay-easy(ペイジー)」というサービスを利用して供託金を納付する方法のことを「電子納付」と呼んでいます。

「Pay-easy(ペイジー)」とは、税金や公共料金、各種手数料等を、金融機関の窓口やコンビニのレジに並ぶことなく、ATMやインターネットバンキングを利用して支払うことができるサービスです。

## メリットは？

**安い！** 振込手数料がかからないので経済的です！   
※収納機関や御利用時間によっては、手数料がかかる場合があります。

**手軽！** 会社や自宅のパソコン、ペイジー対応のATMから納付できます！

**安心！** 現金を持ち歩く必要がありません！



## ⚠️ 注意点は？ ⚠️

電子納付を行うためには、ペイジーに対応したATMやインターネットバンキングを利用する必要がありますので、事前に利用する金融機関にペイジー対応の有無を確認してください。

また、金融機関によって利用限度額が設定されている場合がありますので、納付する供託金額が利用限度額内であるか注意が必要です。

ペイジーの利用ができる金融機関やペイジーの使い方については、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会のホームページでも確認できます。

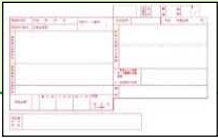
日本マルチペイメントネットワーク  
推進協議会  
URL <https://www.pay-easy.jp>



# 電子納付の流れは？

## 【供託書を提出】

申請する際に、電子納付で供託金を納付したい旨を伝えてください。



## 【受理決定通知書】

供託申請が受理されると法務局から受理決定通知書をお渡しします。



## 【供託金の納付】

受理決定通知書の情報をもとに、インターネットバンキング 又はATMを利用して供託金を納付します。



## 【供託書正本】

供託金の電子納付が確認できたら供託書正本を法務局から受取り、手続完了です。



受理決定通知書

.....

.....

.....

収納機関番号：12345  
納付番号：123456789012456  
確認番号：123456

.....

.....

.....

.....

.....

.....

「受理決定通知書」には、「**収納機関番号**」、「**納付番号**」、「**確認番号**」が記載されており、これらの番号は、電子納付を行う際に、ATMやパソコンで入力していただく番号です。

電子納付を行う際には、この「受理決定通知書」をお手元に御用意ください。

また、「受理決定通知書」には供託金の**納付期限**が記載されていますので、期限までに電子納付の手続を行ってください。

税金・各種  
料金払込み



料金振込（ペイジー）

ATMやインターネットバンキングのメニューから「**料金振込（ペイジー）**」や「**税金・各種料金払込み**」等（※）のメニューを選択し、画面の指示に従い、「受理決定通知書」に記載されている「**収納機関番号**」、「**納付番号**」、「**確認番号**」を入力し、入金手続を行ってください。

※メニュー名は金融機関によって異なりますので、詳しくは各金融機関のウェブサイト等で御確認ください。

## お問合せ先はこちら

〒460-8513 名古屋市中区三の丸2-2-1  
名古屋法務局供託課

052-952-8074

052-952-8113

業務取扱時間  
月～金（祝日を除く）  
8:30～17:15



選択するメニューには、**ペイジー**マークが付いていることが多いので、探してみてください。

